

企業の情報開示はどこに向かうのか？

～IFRS、開示、統合報告～

吉井 一洋／鳥毛 拓馬

要 約

IFRS（国際会計基準）への対応が注目された米国では、結論を先送りした。他方で、IFRSを設定するIASB（国際会計基準審議会）は、今後のアジェンダを取りまとめた。IASBの監督機関であるIFRS財団は、特定の国ではなく、複数の国の会計基準設定主体との協力関係を築くため、会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）を設置した。わが国のASBJ（企業会計基準委員会）はそのメンバーとなっている。

財務諸表の注記の開示増加に伴い、作成者からも利用者からもその整理・体系化を求める声が高まっており、米国のFASB（財務会計基準審議会）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、IASBが首尾一貫した開示のフレームワークの設定を検討しており、その動向に注意を払う必要がある。

他方で、IIRC（国際統合報告評議会）が、財務情報と非財務情報のエッセンスを、ビジネスモデルをベースに統合し、投資家その他のステークホルダー向けに報告する統合報告を検討している。その背後には、短期主義・四半期報告への批判もあるが、投資家にとっては短期、中期、長期のバランスの取れた開示が望まれるところである。

目 次

- 1 章 会計基準設定の国際動向
- 2 章 開示フレームワーク
- 3 章 統合報告の検討状況
- 4 章 望まれる情報開示の将来像

1 章 会計基準設定の国際動向

1. 米国の動向

わが国においては、国際財務報告基準（以下、I F R S）を受け入れる時期や方法を議論する際に、同じく I F R S を導入していない米国の動向が注目される。

米国では、2012 年 7 月に証券取引委員会（S E C）スタッフによる I F R S を米国で取り込む方法に関する最終報告書¹が公表された。これは、S E C が検討する他の要素と合わせ、I F R S を米国に組み込むかどうかを S E C が判断するに当たっての材料となるものである。最終報告書によると、S E C スタッフは、I F R S の取り込み方法に関して、「I F R S を全く取り込まない」（何も行動をしない）という選択肢から、「国際会計基準審議会（I A S B）が公表する I F R S をそのまま適用する」という選択肢まで、幅広く検討したとしている。このうち、「I A S B が公表する I F R S をそのまま適用する」方法は、米国資本市場の参加者の大多数から支持されておらず、世界中の他の主要な資本市場で使用されている I F R S の組み込みの方法と整合的でないということを示している。一方で、高品質で国際的に認められる会計基準の単一のセットという目的への米国のコミットメントを証明しつつ、他の I F R S の組み込み方法の検討については相当の支持があることを発見したとしている。もっとも、報告書では、米国企業への I F R S 適用の方針や方法、

時期などについての最終的な結論は出されなかった。また、一時提案されていた、一定の移行期間中に、段階的に米国会計基準の中身を I F R S に置き換え、最終的に I F R S と同一にすることを目的とするアプローチ（いわゆるコンドースメント・アプローチ）の採否についても特段示されなかった。

したがって、現段階では、米国が I F R S を導入するか否かについての判断時期は不明であるといえる。

その他に報告書では、① I F R S の開発、②解釈プロセス、③ I A S B による各国基準設定主体の利用、④国際的な適用と執行、⑤資金調達状況、⑥投資家の理解——について、S E C スタッフの分析結果が示されている。

2. I A S B および I F R S 財団の動向

1) アジェンダ・コンサルテーション

I A S B は、2011 年 7 月に「アジェンダ協議 2011」(Agenda Consultation 2011²)を公表した。これは、I A S B の作業計画の戦略的方向性と全体的なバランスとともに、今後 3 年間にわたっての個々のプロジェクトの優先順位に関して、財務報告に関心のある全ての人からのコメントを集めるために、公表されたものである。

集められたコメントをもとに議論が行われ、2012 年 12 月に I A S B は、アジェンダ・コンサルテーションに関するフィードバック文書³を公表した。これには、I A S B の今後の運営、そ

1) S E C ウェブサイト

<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-final-report.pdf>

2) A S B J ウェブサイト

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20110726.pdf

3) 企業会計基準委員会ウェブサイト

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20121218.pdf

の背景にある理念、I A S B と他の組織との今後のネットワークの枠組み等が記載されており、わが国が今後、国際的な会計基準の開発に関与していく上で重要な情報であるとされる⁴。

I A S B では、コメントを受け、今後の対応方針として、①適用及び維持管理（適用後レビューを含む）、②概念フレームワーク、③少数の主要 I F R S プロジェクト——の3つの領域に重点を置くとしている。

①適用及び維持管理では、I F R S 適用上の懸念への対処によりいっそう重点を置くとしている。また、I A S B には、解釈指針、狭い範囲の改善（年次改善を含む）、教育にそれぞれ重点が置かれるべきであるとの意見が寄せられていること、I F R S 解釈指針委員会の役割の拡大、改善を行うこと、適用後レビューを実施するということが述べられている。適用後レビューは、I A S B が、新基準が意図されたとおりに機能しているかどうか確認するものであり、現在、IFRS 第8号「事業セグメント」に関して行われている。また、2013年第2四半期から第3四半期の間に、IFRS 第3号「企業結合」について行われる予定である。これまで I A S B は、新しい多くの会計基準を開発してきたが、今後は、既存の I F R S の維持管理に舵が切られることになるであろう。

②に関しては、I A S B が「概念フレームワーク」（会計基準〈解釈指針を含む〉を開発するに当たっての基本的な考え方をまとめたもの）の改訂を優先することについて、強力かつ広範な支持があるとしている。改訂の具体的な時期として、2013年6月までにディスカッション・ペーパーを公表し、2015年9月までの完成を目指すとし

ている。なお、2012年12月のI A S B 会議では、ディスカッション・ペーパーの公表予定を2013年7月としている。改訂する項目としては、報告企業、表示（その他包括利益を含む）、開示、構成要素、測定という5つのトピックが挙げられている。この中には、わが国の企業会計基準委員会（A S B J）を中心とした、わが国の市場関係者から意見発信された「当期純利益とその他包括利益」「公正価値測定の範囲」が含まれる。

ディスカッション・ペーパーの作業方法としては、米国の会計基準設定主体である財務会計基準審議会（F A S B）など他の基準設定主体との共同プロジェクトではなく、I A S B 単独のプロジェクトとして進めるとしている。ただし、他の基準設定主体と幅広い協議を行うこととしているため、A S B J も関与していくことになっている。

③について、I A S B は今後3年間にわたり、広範囲の研究および開発のプログラムを推進し、各プロジェクト候補で解決すべき問題の明確化に重点を置くとしている。最初に調査研究ペーパーやディスカッション・ペーパーの公表を行い、そののちにアジェンダとして取り上げるか否かを判断することとされている。これは、これまでの、まずアジェンダが設定され、その後に、調査、研究が行われ、さらにはディスカッション・ペーパーが公表されるというプロセスとは異なるものである。

フィードバック文書では、今後18カ月間に徐々に作業を開始する優先プロジェクトとして、次の9項目を挙げている。

- ・排出権取引のスキーム
- ・共通支配下の企業結合
- ・割引率

4) 第259回企業会計基準委員会の議事要旨（2013年2月6日）

- ・持分法会計
- ・無形資産、採掘活動、研究開発活動
- ・資本の特徴を有する金融商品
- ・外貨換算
- ・非金融負債（IAS 第 37 号の修正）
- ・高インフレ経済下の財務報告

さらに、より長期のプロジェクトとして、次の 3 項目を挙げている。

- ・法人所得税
- ・退職後給付（第 2 フェーズ）
- ・株式に基づく報酬

基準レベルのプロジェクトとして、IASB は現在、FASB と金融商品、リース、収益、保険契約について作業を行っている。加えて、新しいプロジェクトとしては、農業（果実生成型の生物資産）、料金規制事業、個別財務諸表（持分法の適用）の 3 つに限られている。

2) 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の設置

2012 年 11 月に IASB の母体機関である IFRS 財団は、IASB と各国基準設定主体との意見交換を行う場として、多国間の会計基準設定主体による会計基準アドバイザリー・フォーラム（Accounting Standards Advisory Forum；以下、ASAF）を設立するとの提案を公表した。これまでの IFRS の開発については、主に IASB と FASB との間のコンバージェンス作業（いわゆる MoU 項目）に基づいて行われてきたが、このようなバイラテラルの関係での基準開発から、多国間（マルチラテラル）の関係で基準の開発をす

るようシフトすることが提案されたのである。このような考え方が提案された背景には、IASB と FASB の考え方が従来とは異なってきており、これまでの両者だけでコンバージェンスの枠組みを維持することが困難となっていることが挙げられる。ただし、ASAF は、IASB の助言機関として位置づけられるものであり、会計基準の最終的な決定権限は、あくまでも IASB にある。

2013 年 2 月には、IFRS 財団は、ASAF のメンバー候補者の募集を公表した⁵。候補者募集では、IFRS 財団がフォーラムのメンバーを選考する際に考慮に入れるメンバーの資格要件及びその他の要素とともに契約条項案及び覚書（MoU）案が示されている。

この契約条項案の中では、ASAF の目的として、以下の 3 点が挙げられている。

- ・高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットの開発に貢献して、投資者及び他の市場参加者が資源配分その他の経済的意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つようにすること。
- ・基準設定プロセスにおける各国設定主体（National Standard Setters）及び地域団体の国際的コミュニティとの IASB の集合的な接触を正式にするとともに合理化して、IASB の基準設定に関する主要な技術的論点についての広範囲の各国及び各地域のインプットが議論され考慮されることを確保すること。
- ・基準設定上の論点に関する効果的な専門的議論を促進すること。

また、メンバーの資格要件としては、技術的な

5) IASB ウェブサイト

<http://www.ifrs.org/The-organisation/Advisory-bodies/Documents/ASAF-Call-February-2013.pdf>

専門知識、経験、地域内の会計上の論点について実務上の知識を有することが挙げられていた。

その後、2013年3月に、IFRS財団よりASAFのメンバーが公表された。メンバーは12名とし、アフリカ1名、米州（北米および南米）3名、アジア／オセアニア地域3名、欧州（EU以外を含む）3名、その他世界全体から2名が選出された。ASBJもメンバーに含まれている。他のメンバーは、以下のとおりである。

- ・南アフリカ財務報告基準会議
- ・オーストラリア会計基準審議会
- ・中国会計基準委員会
- ・アジア・オセアニア基準設定主体グループ（AOSSG）
- ・ドイツ会計基準委員会
- ・欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）
- ・スペイン会計及び監査協会
- ・英国財務報告評議会
- ・ラテンアメリカ基準設定グループ（GLASS）
- ・カナダ会計基準審議会
- ・米国財務会計基準審議会（FASB）

今後、ASAFの会議は年4回のペースで行われることになっている。また、ASAFおよびそのメンバー構成について2年後に見直しが行われることになっている。

3) アジア・オセアニアオフィス

2012年11月にIFRS財団は、ロンドン本部外で初の国際オフィスとなるアジア・オセアニアオフィスを東京に開設した。このオフィスに

は、アジア・オセアニア地域全体に対してIFRSの開発、採用および首尾一貫した適用に関する支援を行うという役割がある。アジア・オセアニアオフィスの設置場所については、わが国と中国が競った結果、最終的にはわが国に設置されることになったという経緯がある⁶。

アジア・オセアニアオフィスは、具体的に以下の活動を行うことが想定されている。

- ・アジア・オセアニア地域におけるIFRSの普及活動
- ・IASBが地域でアウトリーチ活動を行う際の支援
- ・リサーチ・プロジェクトへの関与
- ・適用後レビューや効果分析をIASBが行う際の、地域における情報収集や事実確認等
- ・その他（サーベイの実施など）

アジア・オセアニアオフィスは、わが国の意見を発信する拠点ではなく、あくまでも、アジア・オセアニア地域の意見を発信する拠点になることが期待されている。東京への設置によりわが国が同地域の中核であるということが再確認されたいえるだろう。ただし、わが国での設置期間は、当面、10年間とされているようである。

4) IFRS財団モニタリング・ボードによるメンバー要件の評価アプローチの最終化

2013年3月にIFRS財団モニタリング・ボードは、既存メンバーおよび新規メンバーをメンバー要件に照らして評価する上でのアプローチについて合意したことを公表した⁷。2012年2月

6) 企業会計審議会議事録

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyau/gijiroku/soukai/20110825.html

7) IFRS財団モニタリング・ボードウェブサイト

http://www.iosco.org/monitoring_board/pdf/Press20130301-1.pdf

に公表された I F R S 財団のガバナンス改革に関する最終報告書を踏まえて検討が進められてきたものである。モニタリング・ボードとは、I F R S 財団の評議員の選任過程に参加し、評議員の選任を承認する組織であり、わが国の金融庁長官、S E C 委員長、欧州委員会（E C）委員、証券監督者国際機構（I O S C O）代表理事会代表、新興市場委員会代表から構成される。

この報告書では、モニタリングメンバーの要件として、「I F R S を使用していること」が提言されていた。

今般の合意は、この「I F R S を使用していること」の内容を明確にしたものである。合意した主な点は以下のとおりである。

- ・当該国は、I F R S の適用に向けて進むこと、及び、最終的な目標として単一で高品質の国際的な会計基準が国際的に受け入れられることを推進すること、について明確にコミットしている。このコミットの内容は、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表について I F R S の適用を強制又は許容し、実際に I F R S が顕著（prominence）に適用されている状態となっている。
- ・適用される I F R S は I A S B が開発した I F R S と本質的に同列のものである。
- ・当該国は、国際的な文脈における資金調達のための主要な市場であると考えられる。
- ・当該国は、I F R S の策定に対し、継続的に資金拠出を行っている。
- ・当該国は、関連する会計基準の適切な実施を確保するための強固な執行の仕組みを整備し、実施している。
- ・基準設定主体が、I F R S の開発に積極的に貢献することにコミットしている。

モニタリング・ボードメンバーは、現在モニタリング・ボードの暫定議長を務める金融庁の河野正道国際政策統括官を議長として選出している。

ただし、モニタリング・ボードメンバーの定期的な見直しは、2013 年に開始し、3 年ごとに行うとされている。さらに、必要に応じ、臨時に見直しを行う可能性もあるとされる。

3. わが国の会計基準開発動向

A S B J は、これまで、I A S B とのコンバージェンスプロジェクトを軸に、わが国の多くの会計基準の設定、改訂を行ってきた。コンバージェンスとは、わが国の会計基準と I F R S との重要な相違を解消することである。コンバージェンスを行ってきた結果、現在では、わが国会計基準と I F R S の重要な差異は、企業結合（のれんの非償却）と無形資産（社内開発費の資産計上）、金融商品などを除き、ほぼ解消されたといえる。

一方で、コンバージェンスではなく、わが国企業に I F R S そのものを適用（アドプション）するか否かに関しては、金融庁の企業会計審議会が議論を行っている。最近の議論を概観すると、企業会計審議会は、2009 年 6 月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を公表した。中間報告では、2010 年 3 月期より、国際的に財務活動・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表について、I F R S の任意適用を認めた。さらに、上場企業の連結財務諸表に I F R S を強制適用するかどうかを、2012 年を目途に判断するとしていた。

2011 年 6 月には、当時の自見金融担当大臣が、「I F R S 適用に関する検討について」と題する文書を公表した。これは、一転して I F R S をわが国に導入することを事実上先送りにしたもので

あり、I F R Sへのわが国の対応として、① I F R Sのわが国の上場企業への適用について、少なくとも2015年3月期からの強制適用は考えていない。②仮に強制適用する場合であってもその決定から5年から7年程度の十分な準備期間を設定する。③2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃する——ということが示された。

企業会計審議会は、2012年7月に、「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」を公表した。これは、2011年6月以降、約1年間にわたる企業会計審議会での議論をまとめたものであるが、I F R Sの導入時期・方法などには言及されていない。2009年の中間報告の段階では、わが国の全ての上場企業にI F R Sを適用することが想定されていたが、その後、I F R Sの導入に慎重な意見を持つ市場関係者の意見も踏まえ、現在の企業会計審議会の議論において、I F R Sを全ての上場企業に適用すべきであると明確に主張する委員は、あまり見られないように思われる。

他方で、A S B Jでは、一時停滞していた新たな会計基準の開発を再開し、まず、退職給付会計の見直しを実施した。現在は、企業結合と無形資産を中心に見直しの議論が進められている。

企業結合に関しては、2013年1月に「企業結合に関する会計基準（案）」及び関連する他の会計基準等の改正案が公表されている。提案されている主な改正点は、非支配株主持分（少数株主持分）の取扱い、企業結合に係る取得関連費用の取扱い、暫定的な会計処理の確定の取扱い、の3点である。

無形資産に関しては、主要な論点である「社内開発費」の取扱いについて、当面は現行の費用処

理が維持される方向となっている。このため、その他の論点である「企業結合において識別する無形資産の取扱い」に関して、関係する会計基準を改正するかどうかを検討されている。「企業結合において識別する無形資産の取扱い」では、企業結合時においてのれんから無形資産（例えば、いわゆるブランドや顧客との関係など）を精緻に識別する必要があるのではないかということについて、また、「個別に取得した仕掛研究開発費」では、仕掛研究開発費の個別取得について日本基準とI F R S上の取扱いの差異に基づく金額的な影響が大きいため、当該差異を解消することがそれぞれ検討されている。

その他、実務対応レベルの論点として、「信託を利用した従業員への自社の株式の付与スキーム」（いわゆるE S O P）について検討している。

2章 開示フレームワーク

1. はじめに

経済環境や取引の複雑化を受けて、会計基準の内容も複雑化・高度化してきている。それに伴い、各基準が求める開示内容も増大しており、企業側から、注記の作成に伴う負担増に対して軽減を求める声が出てきている。その一方で、財務情報の利用者にも、増大する注記情報を十分に利用しきれないという問題が生じている。

さらに、開示規定が基準ごとに設定されており首尾一貫性に欠けること、有用な情報が開示対象から欠落・見落とされている可能性があることなどの懸念も示されている。

これらを受けて、財務諸表注記における開示の有用性を改善するため、欧米では注記における開示内容を見直す動きが出てきている。

2. 米国の動向

米国では、FASBが、ITAC（投資家専門諮問委員会）や米国のSECの財務報告に関する諮問委員会など複数の関係者から、開示フレームワークの開発についての要望があったことを受け、2009年7月に、アジェンダに開示フレームワークのプロジェクトを追加し、検討を開始した。その目的は、下記のとおりである。

- ・財務諸表の開示をより効果的で調和がとれ、重複を少なくすることを意図した包括的なフレームワークを確立すること
 - ・財務諸表、MD & A⁸、及び他の企業の公的報告パッケージの部分において提供される情報を、より適切に統合するための方法を模索すること
- 2012年7月には討議資料「開示フレームワーク」を公表し、同年11月16日までコメントの募集を行った。

1) 検討の対象となる範囲

今回の討議資料は、財務諸表の注記のみを対象としており、MD & Aなどは対象外とされている。プロジェクトの主目的は、財務諸表の注記で提供される情報の拡充である。目的適合性のある情報の提供、すなわち、利用者の投資または与信の意思決定に影響を与える情報を開示することを出発点とし、開示の有効性の改善のために、注記情報の内容、理解可能性、アクセスの容易さ（構成および様式）の検討が必要としている。開示の分量の制限・削減を主目的としているわけではないが、結果的にそうなることは、利用者が目的適合

性のある情報を発見し理解する能力を向上させるために非常に望ましいとしている。

基本的で重要な情報は、財務諸表本体で提供されるが、その形で提供できる情報は限定されるため、財務諸表の注記は、財務諸表本体で提供できないかまたは提供されていない追加的な「目的適合性」のある情報を提供しなければならないこととしている。ただし、過剰な開示は報告企業の負担となるだけではなく、利用者を困惑させるまたは利用者が重要な情報を見落とす可能性があるとし、注記開示については、以下の性格を有する情報に限定することを意図している。

- a. 企業または業界に特有のものである。
- b. 財務諸表上に既に明白なものではなく、公開の情報源からも容易に入手できない。
- c. 将来のキャッシュ・フローの見通しの評価に重要な相違を生じる可能性がある。

2) FASBの意思決定のための質問事項

討議資料では、FASBが、これらを判断するに当たっての具体的な質問事項を挙げている。詳細は図表1のとおりだが、大きく分けると次の3つの区分となる。

1. 報告企業に関する一般的な情報（例えば、その企業が何を行っているのか、どのような子会社及び変動持分事業体（特別目的会社など）が連結財務諸表に含まれているのか）
2. 財務諸表の表示科目に関する情報（例えば、記述及び説明、分解、測定方法）
3. 財務諸表にまだ表現されていないが、将来キャッシュ・フローの見通しの評価に影響を与

8) 経営者による財務経営の分析（Management Discussion & Analysis of Financial Condition and Results of Operation）

える可能性が高い事象及び状況に関する、企業から資金提供者への情報（例えば、様々な発生源からの偶発利得及び偶発損失）

F A S Bがこれらの質問事項に「はい」と回答する場合、目的適合性のある具体的な開示の種類を示す必要が生じる。

3) 開示規定の柔軟化

討議資料では、不必要に開示が多くなる要因としては、あるトピックに関する開示要求が分離不可能なパッケージと見られているとの指摘を挙げている。個々の会計基準に定められる開示規定が可変的または柔軟なものとはなっておらず、企業は、明らかに重要性がない場合を除き、開示要求にリストされた情報の全てを、将来のキャッシュ・フローの見通しに影響を与える可能性がほとんどなくても、開示している旨を指摘している。

討議資料では、不必要な開示を回避する唯一の方法は、開示要求に選択制を適用することであるとしている。両極端な方法としては、F A S Bが異なる企業に対して異なる開示要求事項を設定する方法、判断に対する責任の大半を企業に委ねることが考えられるが、いずれも問題があるとして、以下の4つの方法を提案している。

- a. 開示を行うか否かはF A S Bが決定し、どのように開示を行うかは企業の判断に委ねる。
- b. F A S Bがそれぞれの会計基準について、開示の組み合わせを識別し、企業がそれぞれの項目について開示の要否を意思決定する。
- c. F A S Bがそれぞれの会計基準について、最低限の開示と拡張された開示を定める。
- d. F A S Bがそれぞれの会計基準において、最低限と最大限だけでなく、3つ又はそれ以上の開示レベルを設定し、企業は自らの開示レベルを

決定する。

4) 開示の目的適合性に関する企業の意思決定

柔軟な開示規定が定められた場合、企業は、どのような開示が目的適合性があるかを判断する必要がある。財務情報の利用者は、自らの知識と財務諸表本体の情報に基づき、その企業への投資から得られる将来キャッシュ・フローへの当初の見通し（ベースライン評価）を形成する。目的適合性の有無は、このベースライン評価が、その情報を開示することによって、重要性のある金額で変化すると見込まれるか否かで判断することとされている。金額の大きさ以外にも、確率（不確実性）と時期（割引）を検討する必要がある。

将来キャッシュ・フローに影響を与える確率が極めて低いと評価された場合、考えられる影響が非常に大きくない限り、開示は要求されない。

考えられる金額の影響が重要でない場合は、確率に関係なく開示が要求されない。

金額の影響が極めて大きいと評価されたものは、その確率がほとんど無視できるものを除いて、開示が必要となる。

金額の影響が重要であるという確率が非常に高い場合、開示が必要となる。

監査人、規制機関、および法律顧問も、個々の開示に重大な影響を持ち得る。監査人と規制機関が機械的に開示チェックリストを用いてきたことが、不必要な開示の増加の重大な要因となっている点が指摘されている。過去の期間における開示が、再検討なしに繰り越される点も指摘されている。

図表1 FASB開示フレームワークの意思決定に関する質問集

報告企業に関する一般的な情報

- G 1. 財務諸表は、独立第三者間取引や第三者との契約と異なる可能性のある条件での関連当事者との取引、残高、又は他の契約上の関係を反映しているか。
- G 2. 報告企業は連結財務諸表を公表しているか。
- G 3. 財務諸表の本表からは明らかでない、企業の資産の利用に関する制限や、企業のキャッシュ・フローに関する潜在的な懸念は存在するか。
- G 4. 企業は、別々に管理している地域やセグメントにおいて、異なる種類の事業を営んでいるか。

財務諸表の本表上の表示科目に関する情報

- L 1. 表示科目によって表される現象の性質又は特質に関する情報のうち、将来のキャッシュ・フローの見通しの評価に影響を与える可能性があり、表示科目の記述によって十分に伝達されていないものはあるか。
- L 2. その表示科目は、次のいずれかを表しているか。（契約条件、不履行リスク、将来キャッシュ・フローの見積金額・時期など）
 - (a) 金融商品。
 - (b) その他の契約又は法的に拘束力のある文書。
 - (c) その他の拘束力のある合意。
- L 3. その表示科目の基礎となる権利や義務の存在や所有権に不確実性はあるか。
- L 4. その表示科目には、将来の正味キャッシュ・フローの見通しに異なる形で影響を与えるような、異なる性質を有する要素が含まれるか。
- L 5. その表示科目に関連するキャッシュ・フローの見通しは、一般的な経済状況又は市場要因の変動の影響を受けるか、また、その状況、要因、又はその表示科目に起こり得る影響が、その表示科目の性質から明らかではないか。
- L 6. その表示科目に関連するキャッシュ・フローの見通しは、企業に固有の要因又は産業に固有の要因（特に、頻繁に変動するか著しく変動する要因）の変動の影響を受けるか、また、これらの要因又はこれらの要因の潜在的な影響について知っているとは予想されていないか。
- L 7. その表示科目が資産、負債、又は資本である場合、過去の期間からの変化の原因が一般的に理解できるか。
- L 8. その表示科目が生産的資産又は知的財産である場合、その品質又は実用性は変化しているか。
- L 9. その表示科目は、異なる方法で測定される個々の項目（又はグループ）を含んでいるか。
- L 10. その表示科目に適用することが可能な、他の代替的な会計方針又は会計処理はあるか。
- L 11. その表示科目は、次のいずれかを満たす残高又は取引若しくは事象の影響を含んでいるか。
 - (a) 直接適用可能な報告要求事項において扱われていない。
 - (b) 適用される指針が存在する他の取引又は事象に明確には類推していない。
- L 12. 新しく公表された指針を採用したか、移行したため、又は、従前の会計方針が不適切であると判断されたために、その表示科目について適用した会計方針又は会計処理が変更されたか。
- L 13. その表示科目は、公表済みであるものの、いまだ発効していない（又は完全に発効していない）会計基準に移行することにより、将来の年度において影響を受けるか。（移行時期、将来の財務諸表への影響、当期の財務諸表に対するプロフォーマの影響）
- L 14. その表示科目の金額を算定する方法が、一般的ではないか、説明から明らかではないか、又は、それ以外で識別することが困難であるか。
- L 15. その表示科目の帳簿価額は、合理的に考えて異なるものであった可能性がある仮定、判断、又はその他の内部的なインプットを要求する見積もりであるか。
- L 16. 将来キャッシュ・フローの見通しを評価する上で、明らかに有用である、代替的な測定方法やその適用方法はあるか。

将来キャッシュ・フローについての企業の見通しに影響を与える可能性のある他の事象及び状況（その影響がまだ財務諸表に反映されていないもの）に関する情報

- O 1. 以下の事象又は状況のいずれかが、企業がそれがなければ経験したであろう正味キャッシュ・フローが著しく異なる（減るか増える）可能性を生じさせているか。
 - (a) 企業に対する潜在的な訴訟又は企業による他の企業に対する潜在的な訴訟（一般的な事業リスクではなく、具体的な問題に起因するもの）。
 - (b) 結果がいまだに不確定である、企業に対する既存の訴訟又は企業による他の企業に対する既存の訴訟。
 - (c) 企業による法律、規制、若しくは契約条件の潜在的な若しくは既知の違反、又は、法令、規制、若しくは契約に基づく企業の権利の侵害。
 - (d) その他の不確実性のある状況。（事象・状況の存在・記述、その影響、それ自体が日常的か稀か、影響の大きさや影響を与える可能性への企業の判断）
- O 2. 企業の財務諸表の本表において、資産又は負債及び利得又は損失（あるいは収益又は費用）として表されないその他の事象又は状況で、認識しないとの意思決定に不確実性があるものはあったか（上記O 1 (a)及びO 1 (b)において議論されている偶発事象以外のもの）。
- O 3. 単一又はいくつかの顧客又は仕入先との関係の将来の消滅又は悪化が、企業の将来キャッシュ・フローに著しく影響を与える可能性はあるか。
- O 4. 企業の将来キャッシュ・フローが、企業のインプット又はアウトプットの市場の数量又は価格に関するボラティリティその他の不確実性により、著しくプラス又はマイナスに変動するか。
- O 5. 企業のインプット又はアウトプットに関する市場への企業のアクセスに不確実性はあるか（不確実性の解消が、アクセスの向上又は低下をもたらす場合でも）。
- O 6. 企業が、有能な従業員と適切な物的施設を維持する能力について、重大な不確実性があるか（不確実性の解消が、能力の向上又は低下をもたらす場合でも）。
- O 7. 企業の潜在的な将来キャッシュ・フローは、以下の項目の潜在的な将来の変動の影響により著しく変動することがあるか。
 - (a) 金利。
 - (b) 企業の資金調達力。
 - (c) 外国為替レート。
 - (d) コモディティ（取引所で取引されているかを問わない。）の価格又は数量。
 - (e) 株式市場の価格又は数量。
 - (f) その他の金融市場の価格又は市場の状況。

（出所）FASB「開示フレームワーク」（2012年7月12日）（ASB J仮訳等）に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

5) 開示の様式および構成

開示の様式については以下が述べられている。

- ・開示は企業固有のものとすべきである。会計基準等から引用した表現を用いたり、変更することなく何年も繰り返すような一般論的な記述は有用でないことが多い。
- ・開示は基準ごとではなく、共通の基準点（例えば時間の間隔、情報の分解レベルなど）を用いるべきである。
- ・表、見出し、相互参照や強調を用いるなどして、注記の理解可能性を強化すべきである。

開示の構成については、全ての企業に対して具体的な順序を特定する方法と柔軟性を認める方法が挙げられている。柔軟性を認める方法としては、情報を関連づけて開示するためにグルーピングして開示する方法などが挙げられている。

6) 開示の目的適合性に関する企業の意思決定

短期の改善の有力候補として会計方針の要約が挙げられていること、検討に当たり、コストと開示の影響を考慮することが挙げられている。

3. 欧州の動向

欧州でも、ECにIFRSの採用を助言する欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が、英国の財務報告審議会（FRC）、フランスの国会会計基準庁（ANC）と共同で、2012年7月に討議資料「注記に対する開示フレームワークへ向け」を公表し、同年12月31日までコメントを募集した。

1) 開示の範囲と目的

討議資料は、財務情報の注記を対象としている。

注記の目的は、主要財務諸表で表示されている項目ならびに報告日現在で存在している未認識の取り決め、企業に対する請求権及び企業の権利について「目的適合性」のある記述を提供することとしている。すなわち、報告日までの過去の取引に焦点を当てている。

討議資料の主要な焦点は、財務諸表の注記の質の改善である。そのために、多すぎる開示を回避すること、もっと容易に理解されるよう開示の構成や伝達手法を向上（注記の検索を容易に）することとしている。

現在は、開示フレームワークの欠如により、各会計基準における開示が孤立した形で開発されており、より首尾一貫した開示要求項目の開発が必要である。情報が目的適合性を考慮せずに提供されているという問題、重要性の適用に関する明瞭性が欠如していることから、企業が、重要性や理解可能性を考慮せず、要求される事項を全て開示する対応を行っているという問題もある。

そこで、どのような開示が目的適合性があるのかを識別し、重要性が何を意味するのかを議論し、開示の良好な伝達についての原則のセットを開発する。

2) 注記の目的の定義

討議資料では、注記の目的について、以下を提案している。

- ・主要財務諸表を補強及び説明する情報を提供すべきである。
- ・報告日現在で存在している過去の取引及び他の事象に焦点を当てるべきである。
- ・注記の情報は企業固有であるべきである。

3) 要求事項の設定

討議資料では注記による開示は、利用者の次のようなニーズを満たすべきとしている。それぞれについて、目的適合性を評価するため、開示がどのような場合に必要とされるかについて考え得る指標を例示している。

- ①表示科目の合算・分解：財務諸表に表示されている金額は様々な事象・取引の合算であることが多いため、これらを内訳項目に細分化する。指標としては、異なる事業活動から創出される構成要素、異なる特徴を有する構成要素を含んでいるなど
 - ②(細分化された)その項目はどういうものか(項目の内容)：指標としては、その項目を理解するために重要な具体的な契約条件および状況があるなど
 - ③その項目は企業の事業・財務構造にどのように適合しているか：指標としては、異なる表示科目に含まれる項目に影響を与える、その情報が未認識の請求権等から生じるキャッシュ・フローに対する企業のエクスポージャーを説明する、企業の投資・財務活動を参照しているなど
 - ④その項目はどのように会計処理されたか：指標は、代替的な処理がある、新基準の施行、ガイダンスの必要性、インプットの説明の必要性など
- 上記に関連しない項目としては、例えば、グループの構成や継続企業の前提に関する不確実性の記述などが挙げられる。一部の人は報告企業全体に関する情報の開示が必要としている。他の区分として、リスクや受託責任が考えられる。リスクに関連しては、下記の提案がなされている。
- ・貸借対照表及び損益計算書における企業の財政状態及び業績を示す報告数値への補完として、注記は、次のような情報を提供すべきである(し

かし、これらに限らない)。

- (a) 貸借対照表及び損益計算書の項目の報告数値に組み込まれた仮定及び判断
- (b) これらの報告数値に影響を与える可能性のあるリスクに関する情報
- (c) 代替的な測定(この情報に目的適合性がある場合)

受託責任について、財務諸表は経営者に委託された資源に対する経営者の責務遂行の成果を示すものだが、単にこの目的の達成のためだけに注記に含まれている情報はないとしている。密接に関連するものとして、関連当事者についての開示が挙げられている。

4) 基準設定主体のアプローチ

基準設定主体が常に適用すべき一般原則としては、開示の要求は認識・測定(すなわち財務諸表の本体に関する要求)と同レベルの深度と精査をもって開発・正当化すべき、会計基準のセット全体にわたって首尾一貫した方法で設定すべき、原則ベースとすべきであり、詳細なルールは回避すべき、合理的なコストと便益のトレードオフを満たすべきなどが挙げられている。

採用し得るアプローチとしては以下が提示されている。

- ・作成者が開示に関して完全な裁量を有する。
- ・基準設定主体が一般的な目的を定義し、作成者は目的を満たすために何を開示するかを決定する。
- ・特定の業種のニーズ及び特徴に合わせた標準的な開示を規定する。
- ・開示要求の単一のセットがすべての項目及び取引に提供される。
- ・基準が各種類の項目及び取引について詳細な開示要求を提供する。

各基準、財務諸表の種類、報告企業の規模などにより差別化した開示の仕組みの導入も考えられる。

5) 重要性

重要性には、定量的要因と定性的要因がある。重要性のある情報を省略しないようにすることのみならず、重要性のある情報を不明瞭にするようなノイズを除去するため、重要性のない情報を除外すべきとしている。

重要性は報告日現在の状況だけでなく報告期間全体を考慮すべきとしている。重要性評価のガイダンスとして、重要性を評価するための指標と目的適合性についての指標の関係を例示している(図表2参照)。

6) 伝達

開示要求は利用者への伝達を目的として適用すべきとし、注記情報の構成および伝達方法の改善のための原則として下記を提案している。

- ・ 定型書式による「決まり文句」による開示ではなく、企業固有の開示を行うべき
- ・ 開示は最新のものであるべき
- ・ 開示は取引の実質について情報提供や説明を行うべきであり、必要に応じて要求事項以上のことを行うべきである。
- ・ 開示を体系化すべきである。
- ・ 開示は、明確で均衡が取れた簡潔なものとし、平易な言葉で書くべきである。
- ・ 開示を関連付けすべきである。

情報の体系化については、現在の並べ方を基本とするアプローチと優先度順に記載する、類似の特徴を有する情報をグループ化する、などの柔軟性のあるアプローチが示されている。

4. 欧米の検討の相違

F A S BもE F R A Gも財務諸表の注記のみを対象としている点、注記の情報の質を高めるために開示の見直しを提案している点、より首尾一貫した開示要求を設けようとしている点、目的適合性のある情報を提供しようとしている点、開示項目の柔軟化を図ろうとしている点、一般的な記述や決まり文句でなく企業固有の記述を求めている点、開示の様式や構成も見直しの対象としようとしている点などは共通している。

E F R A Gが、報告日までの過去の取引に焦点を当てている点、開示対象項目を決定するアプローチが、F A S Bは質問事項に基づいて決定し、E F R A Gは、どのような場合に開示を要求するかという指標と重要性のガイダンスに基づいて決定しようとしている点などが異なる。

5. I A S Bでの検討

I A S Bでも、第1章で述べたアジェンダ・コンサルテーションにおいて、概念フレームワークの検討の中で、開示フレームワークについても検討することを示している。既に、2012年12月には財務諸表作成者・財務諸表利用者を対象に、アンケート調査を実施し、2013年1月に開示フォーラムを開催した。

2013年3月には、I A S Bスタッフによるディスカッション・ペーパーが示されている。これによれば、アジェンダ・コンサルテーションの回答では、多くの回答者が開示されている情報を投資者にとってより目的適合性のあるものとするとともに、作成者の負担を減らす必要がある旨を述べていた。回答を考慮すると、開示フレームワークは以下のものである必要があるとしている。

図表2 EFRAG開示フレームワーク討議資料の重要性評価のガイダンス

適合性のある情報の指標	重要性の指標	情報の内容
当該項目が、異なる事業活動から生み出された構成要素を含んでいる。	項目は個々の重要性のある構成要素を含んでいるか。	分解及びセグメント情報
当該項目が、次のような異なる特徴を有する構成要素を含んでいる。 ● 別個の測定基礎 ● 異なる変数に対する感応度 ● 異なる回収・決済 ● 異なる権利又は義務 ● 異なる優先度	満期ごとの分解に関するより詳細な議論については、下記の第25項から第28項参照。（筆者注：負債の満期分析の重要性評価に関するより詳細な議論については、資産又は負債の重要性で判断する考え方と流動性リスクの重要性で判断する考え方がある。）	
基準が、資産及び負債（又は収益及び費用）の相殺を容認又は要求している。	相殺した総額のいずれかに重要性があるか。また、相殺した資産についての重大な減損のリスク、あるいは相手方の重大な信用リスクがあるか。	総額に関する情報
科目名が、基礎となる項目の内容を理解するのに十分でない。	関連する項目に重要性があるか。	項目の理解に関連性のある条件及び状況
当該項目を理解するために重要な具体的な契約条件及び状況がある。	当該項目の特徴、契約条件又は状況は異例なものか。	
当該項目の信用リスクについて対策が付されている。		
資産の利用に関する制約がある。		
当該情報が、異なる表示科目に含まれる項目に影響を与える取引又は取引グループから生じている。	その結び付きが当該項目の会計処理に影響を与えたか。 関連する項目のいずれかに重要性はあるか。	取引の記述及び取引が別の項目とどのように関連しているのか
当該情報が、未認識の請求権、権利及び契約から生じるキャッシュ・フローに対する企業のエクスポージャーを説明する。	下記の第29項から第38項参照。（筆者注：資産及び負債の定義を満たさなかったため認識されなかった項目は、測定に信頼性が無かったからか、重要性のある金額なら認識されていたかを検討。確定したコミットメント及び未履行契約で報告日現在で存在していて認識されなかった項目は、その項目の大きさが当該項目を予測不能としているのか、潜在的な金額が重要性があり基礎となる事象が稀であるかのいずれかを基礎とする。）	エクスポージャーの内容及び考え得る金額、時期及び潜在的キャッシュ・フローの不確実性
当該項目が、企業の投資又は財務活動を参照している。	下記の第39項から第41項参照。（筆者注：次のa・bのいずれかを基礎とする。a.報告日現在の残高、又は期首から期末の残高変動に重要性があるか。b.残高の変動が非経常的な性質の量的に重要性のある項目、経常的な性質で大きさが異例な項目のいずれかによる影響を受けたか。）	その期間にわたる残高の変動の内訳
当該項目が、活動の営業循環サイクルを超えて回収（又は決済）されると予想される。		
測定基礎は原価であるが、当該項目が、ある市場で容易に取引できる。	関連する項目は重要性があるか。また、代替的な測定値は大きく異なるか。	代替的な測定値
基準が代替的な認識又は測定を認めている。	関連する項目は重要性があるか。	会計方針ないしは適用ガイダンス
新基準が施行された。		
基準がハイレベルな原則を設定しているが、詳細を定めていない。		
具体的なガイダンスが基準の中にある。		
基準が具体的な測定方法を示していない。	関連する項目は重要性があるか。あるいは、その方法は一般的でないか又は一般に認められた方法と異なっているか。	会計処理の方法
主要な測定インプットが、契約にもレベル1の価格（筆者注：市場から入手できる価格）にも基づいていない。	主要なインプットについての合理的に考え得る変更が、重要な影響を有するか。	主要な測定インプット
基準が通常は別個に測定又は表示される項目を集約している。		集約の目的及び方法に関する情報

（出所）EFRAG「注記に対する開示フレームワークへ向けて」（2012年7月）（ASB J 仮訳）

- ・開示の必要性を見直し、開示のプロセスを簡易にし、作成者のコストを削減するために構築された仕組みを提供する。
- ・開示のコストと便益を考慮する。
- ・重要で、かつ / 又は、適切な量のみが開示されることを確保するために重要性の議論を含める。
- ・開示が理解可能で、容易にアクセスでき、目的適合性があるための明確なコミュニケーションの目的を含む。

同ペーパーでは、財務諸表上の項目の表示について、分類と集約、相殺、主要な財務諸表間の関連付けを論点として例示している。財務諸表の注記による開示については、その目的を、主要な財務諸表を補足・補完し、企業の財政状態、財務上の業績、キャッシュ・フローについて、幅広い利用者が以下を評価するために有用な追加的な情報

を提供することとしている。

- ・企業の将来のネット・キャッシュ・イン・フローの量、時期及び不確実性
- ・企業の経営陣や取締役会が企業の資源を利用する責任をどのようにして効率的かつ有効に履行したか

注記による開示対象を、過去および現在の状況、取引その他の事象から生じた情報に限定することで、フォワードルッキング的な情報と区分している。フォワードルッキング的な情報は、「経営者の説明」など、財務諸表外で、企業が自主的に開示することを想定している。ただし、（報告日から公表日までの間に生じた）後発事象は、例外的に、財務諸表の注記の対象に含めることとしている。

企業の財政状態、財務上の業績、キャッシュ・フローに関して、一般的に目的適合性のある情報

図表3 IASB討議資料（2013.3）における開示項目例

目的適合性のある情報の種類	開示例
報告企業	◇報告企業の一般的な情報 ◇子会社、関連会社、親会社などに関する情報 ◇ビジネスモデル ◇継続性の前提
資源、請求権及びそれらにおける変化	◇主要財務諸表の科目の細分化（下記を含む） ・単一の価額の分析（科目、項目、取引又は事象） ・機能、性格又は測定方法による違いの分析 ・満期分析 ・会計方針変更の影響 ・事業セグメント ・関連当事者取引 ◇未認識額の開示 ◇科目間の関係（ヘッジ、相殺など）
リスク	◇その資源・エクスポージャーを含んだ企業が直面するリスクの種類 ◇企業がどのようにしてリスクを管理しているか ◇リスクの管理手法が財務諸表に与えた影響
方法と仮定	◇会計方針 ◇測定方法の選択肢 ◇不確実性の測定

（出所）IASBスタッフペーパー“Draft discussion paper presentation and disclosure”(2013.3)

は、企業全体、企業の認識された資源と未認識の資源、企業の認識された債務等と未認識の債務等、そのような資源・債務等における取引その他の変化、そのような資源・債務等から生じるリスク、これらに対して用いられる方法および仮定といったような分類で、グループ化され得る。このようなグループを用いて、目的適合性のある情報を提供できる開示の種類のいくつかを例示すると図表3のとおりである。

ペーパーでは、「表現の忠実性（完全で、忠実で、誤りのないこと）」、「比較可能性」も重要な特性として取り上げている。表現の忠実性については、中立的であることを情報の重要な特徴として挙げている。その他、開示は明確でバランスが取れていて理解可能であること、包括的であること、期間を超えて整合性が取れていること、企業間で比較可能であること、適時に提供されることを挙げている。

さらに2013年4月には重要性と開示の形式について議論する旨が述べられている。

3章 統合報告の検討状況

1. 統合報告とは

2012年11月に、IIRC（The International Integrated Reporting Council；国際統合報告評議会）の東京フォーラムが開催され、統合報告が注目を浴びている。

IIRCによれば、統合報告は「組織（筆者注：“企業”、以下同様に読み替え）が事業を行う商業上、社会上及び環境上のコンテキストを反映しつ

つ、組織の戦略、ガバナンス、業績及び見通しに関する重要な情報をまとめ上げるものである。それにより、組織がスチュワードシップをどのように果たしているか、また、組織がどのように価値を創造・維持するかに関して、明瞭かつ簡潔に表されることとなる。」⁹と定義されている。

IIRCは、2010年8月に、チャールズ皇太子主催のThe Prince's Accounting for Sustainability Project（通称A4S）とGlobal Reporting Initiative（通称GRI）が共同で設立した。A4Sは、サステナビリティを日々の業務意思決定や報告プロセスに組み込むための実務的なガイダンスやツールを開発することを目的としている。GRIは、サステナビリティ報告のガイドラインを策定。現行のG3（第3版ガイドライン）に変わるG4（第4版ガイドライン）の検討を進めている。

IIRCの目的は、企業の財務情報と非財務情報であるESG（環境、社会、ガバナンス）情報を統合し、簡潔明瞭で一貫性のある形式に基づく情報開示を行うための国際的なフレームワークを作成・普及させることを目的に設立された¹⁰。

企業は、現在、財務諸表の他、マネジメント・コメンタリー、MD&A（経営者による財政状態および経営成績の検討と分析）、ガバナンス報告書、環境および社会責任報告書といった様々な報告書の作成が求められている。経済環境の変化やグローバル化に対応する情報ニーズに応える仕組みが構築される一方で、各報告が複雑化し、相互関係が示されておらず、散乱・断片化しているとの指摘がなされている。企業の負担も増加している。

これらの情報間の結合性を明らかにし、首尾一

9) IIRC「統合報告に向けて——21世紀における価値の伝達」（2011年仮訳）p.4

10) 三代まり子「国際統合報告審議会（IIRC）による取組み—価値創造のための国際的なレポーティング・フレームワーク—」『月刊企業会計』2012年6月号、中央経済社、p.39

貫したものとして統合し、報告することによって、短期、中期、長期で価値を創造・維持する企業の能力を説明するのが統合報告である。

IIRCは、統合報告書が単一の報告書で、企業の主たる報告書となることを見込んでいる。統合報告により、投資家およびその他のステークホルダーの識見と理解を改善すると同時に、企業の報告負担を軽減できることを期待している。ただし、英文でIntegrated Reportingと表記されているように、統合報告とはあくまで報告する行為を指すのであって、報告書そのものを指すのではない点には注意が必要である。

IIRCは、2011年9月に統合報告のディスカッション・ペーパーを発行しコメントを募集した。さらに、同年10月に、23カ国75社以上の企業、25社の機関投資家による、パイロットプログラムを開始した¹¹⁾。ディスカッション・ペーパーへのコメントやパイロットプログラムの状況も踏まえ、2012年11月に統合報告のプロトタイプ・フレームワークを公表している。

今後は、2013年4月にフレームワーク第1版の草案を公表し、2013年末までにフレームワークを完成させる予定である。なお、パイロットプログラムは2014年まで継続することが決定しており、2013年から2014年にかけては、完成したフレームワークに基づいてパイロットプログラムが実施されることになる。

2. 統合報告の特徴

IIRCテクニカル・マネージャーの三代氏に

よれば、統合報告を検討する上で重要な3つの視点として「共通価値の創造」「持続可能な資本主義」「知的資産経営」が挙げられている¹²⁾。

2012年11月のフォーラムでは、統合報告の背景要因として、金融市場の短期志向と不安定化、企業の経営環境の変化（グローバル化、金融危機、企業の透明性への要請、経営不確実性の増大、資源・人口・環境問題など）、企業価値源泉の変化（有形から無形へ）、年次報告書のボリューム増加、複雑化、異なる報告（財務、戦略、ガバナンス、持続可能性等）間の不整合が挙げられている¹³⁾。

金融市場の短期志向では投資家の短期主義がやり玉に挙がり、四半期報告がそれを助長しているとの指摘が再三なされた。例えば、最近注目されている、英国ビジネス・イノベーション・職業技能賞（BIS）の諮問の最終報告として、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの客員教授が取りまとめた「The Kay Review of UK Equity Markets and Long-Term Decision Making」（ケイ・レビュー）が紹介されたが、同報告では、英国株式市場の問題として、将来の利益を犠牲に目先の利益を追う短期志向主義が横行している点を指摘し、その対応策として、投資家と会社のエンゲージメントを強化するための投資家フォーラムの創設、四半期開示義務の廃止、長期的視点を持つインセンティブを付与する役員報酬制度の推奨などを挙げている。

統合報告では、短期的な財務業績の最大化ではなく、「社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、その結果、経済的価値が創造される」¹⁴⁾

11) 2013年3月18日現在で、企業・監査法人83社、機関投資家27社が参加。

12) 三代まり子¹⁰⁾ 同書、pp.38-39

13) 日本公認会計士協会「特集 IIRC 統合報告東京フォーラム報告」『会計・監査ジャーナル』2013年2月号、p.20

14) 三代まり子¹⁰⁾ 同書、p.38

共通価値の創造を重視している。

持続可能な資本主義とは、「すべてのコストとステーク・ホルダーを考慮し、真のニーズに取り組むために市場を改革することによって長期における経済価値の創造を最大化するフレームワーク（枠組み）」¹⁵をいう。

知的資産とは「人材、技術、企業力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるもの」¹⁶をいう。「知的資産経営」とは企業に固有の知的資産を認識し、有効に組み合わせていくことを通じて収益につなげる経営¹⁷を指す。ちなみに、知的資産や知的資本を体系立てて開示することを提唱する活動として、世界知的資産・資本イニシアチブ（World Intellectual Capital Initiative）が2007年11月に発足しており、2012年11月のIIRCのフォーラムに参加している。

統合報告の基本的な概念としては、「資本」「ビジネスモデル」「価値の創造」が挙げられている。「資本」としては、財務的資本（債務、エクイティ、寄付など）のみならず、製造資本（建物、設備、インフラ等）、人的資本（人々の技能、経験、革新を行う動機）、知的資本（競争優位をもたらす無形資産）、自然資本（製品の生産・サービスの提供へのインプットである）、社会資本（共有された価値観・行動様式、重要な関係等、社会からの受け入れなど）の6種類の資本が挙げられる。ただし、この分類に限定されるものではない。

「ビジネスモデル」は、企業が投入した資本を用いて、短期、中期、長期にわたって価値を創造するシステムのことをいう。

「価値の創造」の「価値」とは、2012年11月に公表されたプロトタイプによれば、予想キャッシュ・フローの現在価値に限定されず、財務上の収入や財務資本増加には直接関係のない広範な相互関係、活動、原因と結果、関係性などにも依存することが示されている。ただし、これらは最終的には、財務的資本の提供者が期待する財務上のリターンに影響を与える旨が述べられている。

「統合的思考」も重要な概念である。財務、M&A、環境・社会、ガバナンスなどに関する報告書は、現在、それぞれの担当部署が作成しているものと思われる。統合報告を行うためには、これらの組織に横串を入れ、価値創出ストーリーの全体像を共有する必要がある。

図表4 IIRCによる従来の報告と統合報告の相違

項目	従来の報告	統合報告
思考	分離	統合
スチュワードシップ	財務的資本	すべての形態の資本
焦点	過去、財務	過去と将来、統合的、戦略的
時間軸	短期	短期、中期及び長期
信頼	狭い開示	より高い透明性
適応性	規則的	個々の状況に対応
簡潔	長文かつ複雑	簡潔かつ重要
科学技術の利用	紙ベース	科学技術の利用

（出所）IIRC「統合報告に向けて—21世紀における価値の伝達」に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

¹⁵⁾ 三代まり子 ¹⁰⁾ 同書、p.39

¹⁶⁾ 三代まり子 ¹⁰⁾ 同書、p.39

¹⁷⁾ 三代まり子 ¹⁰⁾ 同書、p.39

3. 統合報告の内容

2012年11月に公表されたプロトタイプ¹⁸に基づき、統合報告（書）の内容を説明すると以下のとおりである。

1) 基本原則

①戦略への焦点（戦略中心）および将来志向

統合報告書は、企業の戦略と、それが短期、中期、長期で価値を創造する能力と資本の使用や資本に対する効果にどのように関与しているかについての洞察を提供すべきであるとされている。

②情報の結合性

価値の創造に関する包括的なストーリーとして、企業が長期にわたって価値を創造する能力にとって重要である各構成要素の間の関連性と依存関係の組み合わせを示すべきである。結合性は統合報告の中核となるものであり、戦略、ガバナンス、業績および見通しといったその企業独自の長期にわたる価値創造の全体像に焦点を置き、企業の将来に影響を与える異なる要素に対する利用者の理解を助ける。「総合的思考」により企業の既存のサイロ（組織の壁）を打ち破る助けとなることも期待されている。

統合報告の方法として統合報告書の情報と、企業が提供する他の開示書類、コミュニケーションによる情報および利用者が他の情報源から入手可能な情報との関係も示す。すなわち、統合報告書以外の開示書類の活用を前提としている。

③ステーク・ホルダーへの対応性

企業の主要なステーク・ホルダー（顧客、仕入先、従業員や地域コミュニティなど）との関係の質に

ついての洞察、どのようにしてどの程度、ステーク・ホルダーの正当なニーズ、利益および期待を理解、考慮、対応するかについての情報を提供すべきであるとしている。これらは企業活動の管理に役立つ他、開示により、透明性や説明責任が強化される。すべてのステーク・ホルダーのすべてのニーズを満たすことは想定しておらず、長期的な成功にとって最も重要な点に焦点を当てている。

④重要性および簡潔性

短期、中期、長期で価値を創造する能力を評価するのに重要で簡潔な情報を提供する。統合報告の「重要性」は、財務報告のみならず、持続可能性報告の考え方を取り入れている。具体的な判断方法は、(i) 統合報告に含まれる関連する事項を識別し、(ii) その重大性を把握（既に発生している事象、現在存在する事象、将来確実に起こるであろう事象については、その影響の度合い、将来起こるか否か不明確な事象については、発生した場合の影響度と発生可能性で判断）し、(iii) その上で、優先順位をつけるというプロセスで決定する。

⑤信頼性

統合報告書内の情報は信頼性（完全性、中立性、無謬性があること）がなければならない。そのため、例えば、ネガティブな事実もポジティブな事実と同様に忠実に報告する必要がある。

⑥比較可能性および一貫性

統合報告書内の情報は、報告書自身の価値創造のストーリーにとって重要な範囲で、他の企業と比較可能な方法で、長期にわたり一貫性を持って報告されるべきである。これらは、討議資料の段階では盛り込まれていなかった項目だが、必要とのコメントが多数あったため盛り込まれた。

18) I I R C “INTEGRATED REPORTING < IR > PROTOTYPE FRAMEWORK（2012年11月版）”

2) 内容要素

①企業概要および事業のコンテキスト

その企業は何を実施し、どのような環境下においてそれは実施されているかを開示する。

企業のミッションとビジョン、文化と倫理的価値、所有構造および事業の運営形態、主たる活動と市場、製品、サービス、重要な法規制、技術環境、その企業の短期・中期・長期の価値創造能力に影響を与えるステーク・ホルダーのニーズ、利益および期待などの掲載が考えられる。

報告対象範囲とその決定方法、主要な定量的な情報（従業員数、離職率、事業を実施している国の数など）、外部要因（マクロおよびミクロの経済状況、市場における競争優位性と顧客のニーズ、技術革新のスピードと影響、社会問題および社会の期待の変化、環境問題、規制環境、事業を実施している国の政治環境など）も掲載する。

②ガバナンス

- ・企業のガバナンス構造はどうなっており、その企業の短期・中期・長期の価値創造能力をどのようにしてサポートしているかを開示
- ・報酬やインセンティブが、短期、中期、長期の価値創造にどのようにリンクしているかも開示

③機会とリスク

企業が直面する重要な機会とリスクを開示。

④戦略と資源配分計画

企業はどこに向かっていて、どのようにしてそれを達成するつもりかを開示する。

- ・企業の短期、中期、長期の戦略的目的、戦略的目的の達成のため企業が実施中あるいは実施しようとしている戦略、戦略を実施するために実行している資源配分計画、短期、中期、長期の戦略の達成結果の評価方法の開示が考えられる。
- ・適切な各資本の利用可能性、質、調達可能性、

関連するリスクの現実的な評価など、現実に関連した記述が必要である。

- ・企業の戦略と資源の配分計画の間のリンケージに関する情報（どのような戦略、資源配分計画を含む）、競争優位や将来の価値の実現可能性の元となる他の企業との違い（革新の役割、知的資本の開発と活用方法、環境・社会的責任への考慮が戦略に組み込まれておりそれが競争優位を与えている範囲）、戦略や資源配分計画の構築の際に実施されたステーク・ホルダーとの間の協議を含めることも考えられる。

⑤ビジネスモデル

企業が、それによって短期・中期・長期にわたる価値創造を目指す、主要なインプット、価値を増加させる活動と成果を開示する。例えば、以下の開示が考えられる。

- ・ビジネスモデルの主要な要素を明確に識別する。
- ・主要要素をハイライトした簡単な図式（企業との関連性の明確な説明付）
- ・特別な状況におかれた際の、論理的な、記述的説明
- ・重要なステーク・ホルダーとの依存関係、主要な価値指標、重要な外部要因の識別
- ・バリューチェーン全体における企業の位置づけ
- ・戦略、リスク、K P I（Key Performance Indicator）、財務的な考慮（コストの内容や収入等）を含む、他の報告要素との関係

⑥業績と成果

企業はその戦略に対してどのように業績を達成したか、その活動から得た主要な成果は何かを開示する。業績や成果に関する質的および量的情報を含む。例としては下記のとおりである。

- ・企業の戦略、目的、価値要素、機会及びリスクに関する企業の業績及びK P I とK R I（Key Risk Indicator）

- ・各資本における企業の成果（ポジティブな影響のみならずネガティブな影響も）
 - ・重要なステーク・ホルダーとの関係及びステーク・ホルダーの合法的な要求、利益及び期待にどのように対応したかの記述
 - ・過去と現在の業績・成果の関係、現在と将来の業績・成果の関係
- 財務業績と他の資本に関連する業績・成果との関連についても示すことが重要である。

⑦将来の見通し

企業がその戦略を追求する上でどのような機会、リスク、挑戦および不確実性に遭遇すると思われるか、企業のビジネスモデルと将来の業績や成果の潜在的な関係は何かを開示する。健全で透明性の高い分析に基づく必要がある。たとえその発生の可能性が小さくても、企業が継続的に価値を生み出す能力にとって根本的で、極端な結果が生じ得るあらゆる現実のリスクについては、企業の対応を特定すべきである。将来の見通しに関する議論は、企業の主要な仮定や潜在的なリスクに対する理解を促す。そこには、先行指標、目標、見通し・予測、外部から得られる目的適合性のある情報、財務および非財務の将来のK P I およびK R I の評価、センシティビティ分析などが含まれる。

3) 準備および説明

討議資料では盛り込まれていなかったが、プロトタイプ・フレームワークで新設された。

6つの基本原則と6つの内容要素を、実際に統合報告に適用する際の指針として下記の9項目を挙げている。

①重要な事象及び重要性の決定プロセス

②報告の頻度

年次の報告を想定している。ただし、統合報告

のコンセプトは、1年を通し継続的に適用する。戦略、ガバナンス、業績および予測について変更が生じた場合は、統合報告書の開示まで待つのではなく、適時開示のように、法令上その他の報告や手段を用いて報告を行うべきである。

③短期、中期、長期の時間軸

統合報告という将来は、通常、既存の報告書等という将来よりも長い。ただし、短期、中期、長期の時間軸の長さは、事業や投資のサイクル、戦略、ステーク・ホルダーの期待を反映して決定されるため、事業やセクターによって異なる。時間軸は統合報告で開示される。

④報告の対象範囲

企業が統合報告の対象範囲を決定するに当たっては、「重要性と簡素さの原則」に留意しつつ、次の2つの面を考慮する必要がある。

- ・財務報告において用いている対象範囲（連結財務諸表の対象企業）
- ・財務報告の対象企業を超える範囲の企業に帰する又は関連する機会、リスク、影響で、報告企業の長期にわたる価値創造能力に重要な影響を与え得るもの

⑤集約と分解

各企業は、状況に応じた適切な開示のため、情報を集約（国、子会社、部門、サイトごと）・分解してバランスよく提供する必要がある。企業は情報の分解（集約）のレベルを、特に経営陣や上級管理職が企業を管理・運営する方法（これは財務報告において用いる事業や地理的セグメントと同じ結果になるかもしれない）を考慮に入れて、検討すべきである。

⑥ガバナンスの責任者の関与

経営者は、企業の戦略、ガバナンス、業績および予測をどのようにして長期の価値の創造に結び

付けるかについて、最終的な責任がある。かれらは、統合報告に関する有効なリーダーシップや意思決定の確保に対しても責任を有している。具体的には、重要な事実を識別し、重要な情報を収集、蓄積、報告するため統合報告および内部統制のプロセスに積極的に関与する従業員を特定・監督する。

⑦技術の使用

企業は、インターネット（ウェブサイトへのリンク）、XBRL、ソーシャルメディアなどを用いて、統合報告書内の結合性や統合報告書以外の情報との結合性を高め、各報告書間の比較を促進することが奨励される。

⑧保証

企業が有する内部統制システム（内部監査を含むこともある）は、統合報告全体の誠実性や信頼性確保のために重要である。各企業は、統合報告の誠実性と信頼性を高めるため、独立した外部の保証を求めるかもしれない。フレームワークは、企業と保証の提供者がその報告企業の遵守状況を評価するための基準を提供するが、保証業務を実施するためのプロトコルの提供は予定していない。

⑨その他の考慮事項

コストと便益、競争上の優位性、将来の見通しに関する情報が検討対象として挙げられている。統合報告のためどこまでコストをかけるか、商業上の機密性の高い情報を開示することによる競争上の優位性の喪失、将来の見通しに関する主要な仮定の説明などの懸念とバランスを取りながら、どこまで情報開示を行うか判断する必要がある。

4. IASBの対応

IASBも、非財務情報の開示について、検討

を行っている。2010年12月の「経営者の説明」では、財務情報を補完するため、経営者に下記の情報について開示を行うことを強制ではなく、推奨している。これらは、統合報告プロトタイプ・フレームワークで開示が提案されている内容と重なる部分もある。

- ①事業の内容（業界・製品・商品市場における地位、法的・規制上・マクロ経済的環境、主要な製品・サービス等、企業の構造と価値創造方法）
- ②目的及び戦略（利用者が企業の活動の優先順位、管理される資源などを理解できる方法で開示）
- ③資源（財務的・非財務的資源と目的達成のための使用状況）、リスク（主要なリスク・エクスポージャーとその変動、リスク管理計画・戦略）、及び関係（利害関係者と有している関係）
- ④業績（以前の期間との比較と重要な変動の検討・分析を含む）及び見通し（見通しの分析を提供、財務・非財務の目標値が含まれる場合がある）
- ⑤業績測定値および指標

2012年12月に公表された「アジェンダ・コンサルテーション2011」へのフィードバック文書では、財務報告上の戦略的論点への対処（財務報告の将来像についてのIASBの構想を開発することを目的に含む）に、IFRSと統合報告との相互関係の探求も含まれる旨が示された。

さらに、2013年2月には、IASBとIIRCとの間で、IIRCの統合報告開発の作業に向けた協力を深めることに合意した旨が公表された¹⁹。両者が取り交わした覚書（MoU）では、企業報告のフレームワーク等の世界的な調和化を推進するために努力することが盛り込まれているが、両者が統一的なフレームワークを構築することまでは

¹⁹ <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IASB-and-IIRC-sign-MoU.aspx>

前提としていない内容となっている。

5. わが国での検討状況

統合報告に関しては、わが国では経済産業省が中心となって取り組んでいる。経済産業省では、経済産業政策局の企業会計室が中心となって調査・検討を進めており、あらた監査法人に委託して、2012年3月に「持続的な企業価値創造に資する非財務情報開示のあり方に関する調査報告書」を取りまとめている。取りまとめに当たっては、企業のIR部門、リスク管理部門、経営企画部門や、投資家・アナリスト、学識者をメンバーとした部会・勉強会を開催した他、有識者・学者、投資家・アナリスト、資本市場関係者、監査法人等へのヒアリングを実施している。同報告書は、非財務情報の開示全般について検討しているが、その中で、IIRCの統合報告の検討状況や統合報告の例についても述べている。同報告書では、持続的な企業価値創造の方向性として「開示」から「対話」という方向性を打ち出し、経営者の認識、ビジネスモデル、企業戦略、リスクと対応、業績指標やそれと連動する報酬のあり方、コーポレート・ガバナンス等の非財務情報をバランスよく開示すること、事業継続管理（BCM）に関する情報の重要性、財務経理・IR・CSR・経営企画部門等のサイロ化を打破し、経営陣の統率の下で相互に密接な連携をとる必要性などが指摘されている。サイロからの脱皮は「統合的な経営」の実践を意味し、企業の実像をありのまま簡潔明瞭な形で述べた情報開示を求めるものとして統合報告を挙げている。短期志向でない中長期投資家の育成の必要性なども指摘している。英国で投資家と企業の担当者が意見交換を行う「Financial Reporting Lab」が2011年10月から常設機関と

して設置されたことを受け、日本版の「Financial Reporting Lab」の設置を提案している。なお、経済産業省と関係の深い一般財団法人企業活力研究所も2012年3月に、「企業における非財務情報の開示のあり方に関する調査研究報告書」を取りまとめ、IIRCの統合報告書の検討状況や統合報告の例について述べている。

上記の報告書を受け、経済産業省は2012年7月に、企業と投資家が企業価値の向上に向けた対話や開示のあり方を検討する場として「企業報告研究会（Corporate Reporting Lab）」を設立し、企業報告のあり方だけでなく、コーポレート・ガバナンスの対話の在り方についても分科会を設けて検討を行っている。

IIRCの評議会には、日本取引所グループの斉藤CEOが参加している。日本公認会計士協会も、IIRCの技術作業部会に研究員を派遣している他、IIRCの文書の翻訳を行っている。2013年1月には「統合報告の国際事例研究」を公表している。東京証券取引所と日本公認会計士協会は、2011年11月に、東京と大阪でラウンドテーブルを開催した。

上記のような取り組みはあるものの、統合報告は、わが国では、2012年11月の東京フォーラム開催を契機に、ようやく注目され始めた段階であり、国内における検討はそれほど進んでいない。IIRCのパイロットプログラムについても、現在参加しているのは、武田薬品工業と非上場企業の昭和電機、監査法人のE&Yのみである。ただし、オムロンはアニュアルレポートを統合レポートの形態で公表している。財務報告とCSR等非財務報告を統合した報告書を公表している企業は2012年で50社近くとなっているようであり、統合報告への取り組みは、企業側においては、次

第に進捗しつつある。

他方で、投資家側からは、統合報告の動きに対するコメントは、まだあまり見られない。

6. 統合報告のメリットと疑問点（わが国投資家の指摘も踏まえ）

統合報告のメリットは、これまで述べてきたとおり、作成者サイドでは、短期的な業績に左右されない企業の全体像を示すことができること、統合的思考の導入により、縦割り企業に横串を入れ、企業の課題やリスクに、よりフレキシブルな対応を行うことができるようになること、開示情報全般の見直し・整理や作成コストの削減につながる可能性があることなどが挙げられる。

一方、アナリストや投資家側にとっても、社長のメッセージ、財務情報と非財務情報を関連付けた開示、使用資本とビジネスモデルと業績・成果を関連付けた情報開示、短期的な利益にとどまらず、中期・長期の価値創造能力を示す開示は、理念的には有用であると思われる。

アナリストや投資家にとって必要なのは、担当企業の将来の業績がどのようになるかの予測に役立つ情報である。そのために必要な財務情報については、統合報告書でなくても、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書など、既存の開示書類からでも得られることが多いと思われる。統合報告書に記載されている企業の概要に関する情報も、それほど必要性は高くないかもしれない。ただし、戦略的焦点および将来志向、情報の結合性といった原則や、企業のガバナンス、戦略と資源配分計画、ビジネスモデル、これらと業績等との関係、将来の見通しなどの情報は、アナリストや投資家にとっても有用性が高いと思われる。なお、ファンドマネージャーの中で個々の企業の分析を

細かく行う時間がない者や、業界に対して専門的な知識を持たない個人投資家にとっては、基本的な財務情報や企業の概要に関する情報も有用であると思われる。

前述したとおり、わが国で統合報告を行っている代表的な企業としては、武田薬品工業、オムロンなどが挙げられる。特に、武田薬品工業は、IIRCのパイロットプログラムにも参加するなど、先進的な取り組みを進めている。例えば、武田薬品工業の統合報告書では、企業の戦略目標と実施計画を盛り込んだ中期計画が示された上で、将来の方向性として新興国のビジネスを成長のドライバーとしている点が記述され、新興国ビジネスについては、社会問題への取り組みを含めて、かなりのページを割いて記述がなされている。研究開発（川上）からマーケティング（川下）まで、バリューチェーンごとに事業戦略を開示しており、特に、次期主力製品や主な開発品の開発段階について、分かりやすく開示されている。オムロンの場合は、社長インタビューという形で、新長期ビジョン（VG 2020）の中の「GLOBAL STAGE」としての2013年度の目標と取り組みについて説明し、特にIA事業（制御機器事業＋電子部品事業）の最強化と新興国での売上拡大加速に重点を置く旨を示している。新興国事業については、事業部門（タテ）と本社機能部門（ヨコ）の連携の重要性を強調している。各製品のシェアや販売網といった強みの説明、部門別実績と見通しを外部環境分析と合わせた説明なども行っている。東日本大震災のサプライチェーンへの影響を、仕入れ先の数値等を挙げて説明し、課題や対応状況についても簡潔に分かりやすく説明している。また投資家の利便性や環境にも配慮し、統合レポートをe-BOOKとしても掲載している。

このような情報の中には、他社でも統合報告書ではない既存のアンニュアルレポートで記述されているものもある。既存のアンニュアルレポートと統合報告書の最も大きな違いはE S Gなどの非財務情報の記載であるが、ある著名なファンドマネージャーは次の点を指摘している²⁰⁾。

- ・投資家にとって関心が高い非財務情報は、近い将来に、財務に影響を与える市場のシェアや訴訟関係の情報、遠い将来、財務に重大な影響を与える非財務情報として、研究開発、知的財産、コーポレート・ガバナンスなどである。
- ・企業が高成長を維持できるかどうかについて判断する上で重要なのは市場の成長性の高さ、市場のシェアの高さ、参入障壁の高さであり、特に外部分析だけでは入手できないが市場シェアと参入障壁の情報は重要である。知的財産に関する情報は、参入障壁に関する情報として有用であり、知的財産の流出をいかに防止しているかと合わせて記述すべきである。
- ・コーポレート・ガバナンスについては、どのような体制かではなく、どう使いこなしたかの記述が重要である。社外取締役を選任したとしても、その社外取締役が株主の味方か、会社経営を分析する専門能力を有するか、会社から十分な権限を与えられるかがわからないと意味が無い。社外取締役は自らその使命と専門的能力を語ってほしい。
- ・アンニュアルレポートは、環境報告書・C S R報告書・知的財産報告書などのダイジェストを盛り込んでおり、事実上の統合報告になっている。新たに統合報告書を導入するよりも、投資家向けの開示書類という位置づけが明確なアンニュアル

レポートを統合報告として活用することが望ましい。

知的財産に関して、例えば武田薬品工業の統合報告書では、詳細な報告が行われている。研究開発の行動原則、新薬開発の難易度が向上している旨と当該課題への対応、重点領域、社内での研究開發生産性の評価方法、次期主力製品のラインナップと関連するグループ企業、主な開発品の開発段階について、分かりやすく開示されている。主力商品のパテントクリフ（特許切れ等）についても、その影響をどうカバーしていくかの基本戦略や各地域別の主力商品の売上状況、重点項目、見通しなどは、社長のメッセージや地域別のマーケティングにおいて分かりやすく説明されているが、どの主力商品が特許切れを迎え、それに伴う売上減少をどの商品でカバーするかという点について、研究開発状況と関連付けた説明があれば、より分かりやすくなるように思われる。知的財産の保護については、医薬品の特許の性格と保護・活用の体制の定性的な説明が簡潔に記述されているが、保護・活用の体制の強度を具体的に示す説明などがあれば一層分かりやすいように思われる。オムロンの統合レポートでは、知的財産戦略について、行動方針と特許の保有状況、グローバル化への取り組みが図表を用い簡潔に記載されている。詳細はウェブサイトで示されている。研究開発に関しては、コアコンピタンスとして、センシング技術とコントロール技術の融合を挙げ、各事業部門での取り組みを合わせて説明している。ただし、長期計画との関連性や各資本との結びつきの説明が不足しているとの指摘もある。

コーポレート・ガバナンスに関しては、例えば

20) 窪田真之「投資家から見た統合報告書の利用価値」『月刊企業会計』2012年6月号、中央経済社、pp.69-78

オムロンの統合レポートで掲載している、社外取締役と社外監査役のインタビューなどは有用性が高いのではないと思われる。社長の指名や執行役員にどう関わっているかという説明なども記載されている。

I I R C が検討している統合報告では、株主・投資家以外のステーク・ホルダーの重視や6つの資本という点が強調されている。これについて、投資家側からは、日本の企業の場合は、そもそも顧客・従業員・取引先などが重視され、株主など財務資本に関わるステーク・ホルダーが軽視される傾向にあるとの指摘がある。

I I R C は短期主義への批判を展開しているが、わが国の場合は上場企業の R O E の水準の低さや株主軽視の姿勢がそれを招いているとの意見もある。また、長期的な視点で投資を行う投資家であっても長期に保有するとは限らない。そのような投資家であっても株価が上昇して割高になれば売却を行う。

I I R C の統合報告でいうところの価値創造について、I I R C 側とわが国の作成者や投資家との間で内容が共有できているのかについても疑問である。投資家にとっての価値は企業の収益を獲得する能力や経済的な付加価値を意味する。投資家が期待するのは、C S R 活動や知的資本がこのような価値の向上にどのようにつながるかという説明である。I I R C がいうところの価値も、財務的資本のみならず、それ以外の各資本や株主・

投資家以外のステーク・ホルダーにとっての価値向上が、最終的には投資家が期待する財務上のリターンの向上につながると考えている点では同様である。しかし、作成者側がそれを十分には理解していない可能性がある。

E S G 関連の情報について、わが国での現状の情報開示は、環境問題や人権問題にどのように取り組んだかという説明や、労働者や地域社会などのステーク・ホルダーが問題とする課題についてどのように取り組んでいるかという情報が中心である。

武田薬品工業の統合報告書では、新興国の貧困問題の一因として国連や W H O から指摘される「保健医療アクセス」の欠如について、本業の医薬事業を通じて貢献する旨が示されている。国連グローバル・コンパクト²¹の10原則を企業活動全般に取り入れていること、社会的責任についてバリューチェーンごとの課題等の洗い出しに ISO26000²²を活用している旨を説明している。その上で、ISO26000の中核主題（組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティ参画および発展）に従ってC S R（企業の社会的責任）活動の2011年度の目標、実績と評価、2012年度の目標、掲載ページを表にまとめて示し、各課題への取り組みについて、K P I を交えた説明が行われている。オムロンも企業理念とC S Rへの取り組み方針、ウェブサイトでのE S G情報の開示状況、国連グローバル・コン

21) 国連グローバル・コンパクト（U N G C）は、各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組み。署名する企業・団体は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、腐敗の防止に関わる10の原則の支持・実践が求められる。

22) ISO 26000は、2010年11月1日にISO（国際標準化機構）により発行された国際規格「Guidance on social responsibility（社会的責任に関する手引き）」。「組織の持続的な開発への貢献を支援することを意図したガイダンス（手引書）」であり、わが国ではこれを基に日本工業規格のJISZ26000が制定され、多くの企業がこれに沿ったC S R報告書を公表している。

パクト 10 原則の支持、企業価値での位置づけに関する取締役会長のインタビューなどが記述されている。各種 K P I を活用している他、省電力への取り組みがビジネスに生かされる過程の説明などが記述されている。両社とも、事業活動と関連付けて体系化して、できるだけ分かりやすく開示しようとしている。

ただし、投資家にとって最終的に知りたいのは、その企業の E S G 問題への取り組みがどのように収益に寄与しているか、収益獲得力の増強や経済的価値の増加に寄与しているかの説明である²³。難しい課題ではあるが、その点では、両社の報告書には、まだ改善の余地があるように思われる。例えば、これらの問題に取り組み、リスクを削減することで資本コストがどのように低下するといったことも、一つの説明になり得る。E S G 関連の K P I については、様々な検討がされている²⁴が、開示に当たっては、少なくともその企業が用いている K P I の意味が分かるような説明が必要である。E S G 問題への取り組みについて、他社の取り組みと比較可能な情報、あるいはステークホルダーの評価なども交えなければ、投資家にとって分かりやすい説明にはならないように思われる。武田薬品工業やオムロンでは、自社の株式の S R I インデックスへの組み入れ状況について説明しているが、このような説明は、企業の取り組みへの評価の手掛かりとなろう。

7. 四半期報告悪玉論の台頭

1) 欧米での検討状況

前述したケイ・レビューでは、企業の業績評価を行う中間的な時期は会社ごとに異なるとして、四半期開示の強制を除去すべきとしている。四半期開示は上場会社の負担となる上に、経営陣が長期的な価値を犠牲にして短期的な数字合わせに走る原因となるというのがその理由である。他方で、会社は短期間の将来の利益予測やその公表を控えるべきとしている。アナリストの関心が公表内容の予測等に集中しており、会社もそれに合わせて将来の利益予測を行うが、これらは会社の基礎的競争力に結び付かないとしている。

欧州委員会も、2011 年 10 月 25 日に、透明性指令 (2004 / 109 / EC) を改正し、四半期財務情報の公表を廃止することを提案している²⁵。四半期財務情報の公表は、(特に中小企業にとって)、必要以上に管理する上で負担となること、投資家の長期投資を促す必要があること、半年あるいは年間の財務情報は義務として公表されるため、四半期財務情報を公表しなくても投資家保護は十分保障されていること、現行の透明性指令で要求される四半期財務情報は会計基準に従って作成されたものではないゆえに、十分な品質を提供しないかもしれないし、投資家に十分な保証も与えないかもしれないものであることなどが、その理由として挙げられている。

23) 日本証券アナリスト協会の報告書「企業価値分析における ESG 要因」(2010 年 6 月)の、企業評価に E S G 要因を用いるための課題に対するアンケート結果として、E S G に関する企業の情報開示が進むこと (65%) の他に、企業価値評価との関連性が明確になること (69%) を挙げる回答が多かった。

24) E F F A S (The European Federation of Financial Analysis Societies) および D V F A (Society of Investment Professionals in Germany) “KPIs for ESG-A Guideline for the Integration of ESG into Financial Analysis and Corporate Valuation – Version 3.0”(2010.9), CFA Institute “Environmental, Social, and Governance Factors at Listed Companies”(2008) など

25) もっとも、現状、透明性指令において四半期報告は義務付けられていない。

ただし、企業が任意に四半期財務情報の公表を行うことは可能であるとし、また、加盟国は、法律で公表義務を負わせることはできないとしている。

一方、米国では、2007年3月に全米商工会議所が公表した「21世紀における米国資本市場規制に関する委員会」²⁶の報告と提言で、全ての公開企業が永久に業績予想を公表するという慣行をやめ、その代わりに、四半期業績の公表の際に、重要な事項に加えて長期経営戦略に関する情報を公表するよう提言している。また、経営者が、四半期一株当たり利益（E S P）予想を公表することから年間のE S P予想のレンジを公表することに変えることを提言している。全ての公開企業が業績予想の公表をやめることで、短期パフォーマンスへの過度の関心を低くし、企業が長期の価値創造により重点を置くことになり、ひいては投資家のためになるであろうとしている。なお、四半期報告そのものをやめることまでは提言していない。

前述した、F A S Bの「開示フレームワーク」では、四半期報告書の開示総量があまりに増えたため対応できなくなったとの批判などを受けて、期中報告書（四半期報告書）における開示（注記）の見直しを検討している。年次財務諸表と同じ開示を四半期報告書に求めることには問題があるとしているが、四半期の開示に関する企業の意思決定プロセスとしては、年次の開示要求を修正する方

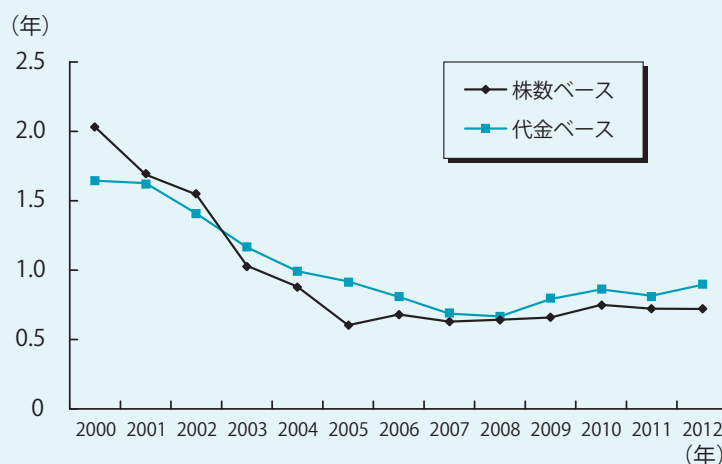
法、四半期の開示要求を設定するための質問セットを用意することの両方の案が示されている。

2) わが国の状況

わが国では、2003年4月から東京証券取引所等の規則で、四半期の概況、2004年4月から要約財務諸表の開示が段階的に義務付けられ、2008年4月から、正式に四半期報告書の提出が求められることになった。これに合わせて、四半期決算短信の提出も求められることになった。

しかしその後、これらの簡素化が図られている。四半期決算短信については、2010年度第1四半期（4～6月期）から、サマリー情報と、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、継続企業の前提に関する注記などを開示必須事項とし、それ以外の開示は上場会社が自らの判断で柔軟に行うこととした。さらに、四半期報告書についても、2011年度第1四半期（4～6月期）に大幅な簡素化が図られている（第1Q、第3Qで

図表5 東証の投資家平均保有期間（売買回転率の逆数）



（出所）2011年までは東証「東証要覧2012年版」、2012年分は東証「統計月報（2013年2月）」から大和総研作成

²⁶ 米国商工会議所ウェブサイト

http://www.uschamber.com/sites/default/files/reports/0703capmarkets_full.pdf

のキャッシュ・フロー計算書の作成任意化、全四半期における注記の大幅な簡素化)。また、2012年3月期から、上場企業の業績予想開示について、弾力化が図られている。

四半期決算が、投資家の短期的な行動を促しているか否かについて、わが国では確定的なことは言えない。東証全市場の投資家の平均保有期間は、東証で四半期の要約財務諸表の提出が求められた2003年よりも前に既に短期化している(1992年以降短期化)。四半期決算ではなく、日本企業のROEの低さや株主軽視の姿勢が、株価の低迷を招き、短期的な価格変動によってしか収益が獲得できない状況を招いているとの指摘や、高度経済成長やバブル期のような右肩上がりの株式市場ではなく、高成長企業も多くない状況が、短期的な業績変化による株価変動に投資家が関心を持たざるを得ない状況を生み出しているとの指摘もある。

四半期決算は、業績の転換点を知る上で重要である。わが国の場合は、既に四半期決算の開示内容の簡素化を実施している。また米国と異なり、企業やアナリストが四半期の損益の業績予想を行う慣行もない。そもそも投資家の影響力が強い欧米(特に英米)の議論を、そうではないわが国に導入するには慎重な議論が必要である。四半期決算悪玉論に対しては、冷静な対応が求められる。

4章 望まれる情報開示の将来像

第1章ではIFRSの現状について、わが国の対応状況も含めて説明した。わが国では、IFRSについて当初は全上場企業に強制適用することが想定されていたが、米国の動向なども踏まえ、現在は全上場企業への適用ではなく、一部の企業への適用へと考え方がシフトしつつある。そのための方法としては、例えば、IFRSを法令上は任意適用としつつ、取引所規則でIFRSの適用を強制する市場を設けることが考えられる²⁷⁾。ASBJがIASBのメンバーになったことや、アジア・オセアニアオフィスがわが国に設置されたことを考えると、わが国がIFRSの普及に対して一定の役割を果たすことが期待されており、積極的な意見発信とリーダーシップをとっていく必要があると思われる。ただし、わが国がIFRSをカーブアウト(適用除外)なしに受け入れるか否かに関しては、IASBの概念フレームワークプロジェクトの「その他の包括利益」の取り扱いにおいて、リサイクリング(売却時のその他の包括利益から当期損益への振り替え)が認められるか否かが大きな影響を与えるものと思われる。

第2章の開示フレームワークについては、FASB、EFRAG、IASBの検討は抽象的な理念の検討段階であり、具体像は見えていない。今

27) IFRS適用企業とそれ以外の企業とで市場を分けることを記述・提案したものとして、吉井一洋「東証により高品質な新市場創設を一東証プレミアム市場創設の提案」『月刊資本市場』2012年6月号No.322、pp.50-59
<http://www.dir.co.jp/publicity/magazine/pdf/12061501.pdf>
企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」2012年7月2日、p.6
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120702-1/01.pdf>
西山賢吾「日本を代表する『NIPPON DIAMOND MARKET』の創設を」(NOMURA EQUITY RESEARCH『東証と大証の統合について』(2012年11月20日) pp.17-24)、などがある。

28) ちなみに、わが国のASBJはFASBとEFRAGの討議資料に対し、注記の範囲について、期末日までに発生していない取引、事象及び状況に関する項目は、開示後発事象を除き、原則として財務諸表の注記には含まれない、感応度分析やプロフォーマ情報などは財務諸表における見積もりの不確実性が高い場合などに限り財務諸表の注記に含める、リスクへの対応計画や戦略の記述は、原則として財務諸表の注記に含めないことを提案している。

後、これらの機関の検討に注目していく必要がある。わが国も現在、項目ごとに会計基準が設定され、基準ごとに開示項目が設けられていることを考えれば、首尾一貫したフレームワークを検討する必要があると思われる。ただし、その際には、単に量的に削減することを第一の目的とするのではなく、FASBやEFRAGが目的として示しているように、注記で開示する情報の質を向上させ、投資家やアナリストによる利用度を高めることを念頭に置いた見直しを行うべきであろう²⁸。

第3章の統合報告について、考え方自体は妥当なものと思われる。しかし、2012年11月のフォーラムでのIIRC関係者の発言は、短期主義への批判に偏っていたように思われる。欧米における行き過ぎた短期主義への反省に立脚していることからすればやむを得ない面もある。しかし、統合報告の討議資料やパイロットプログラムでは、短期、中期、長期の価値を創造する能力の評価が目的である旨が記述されている。市場が円滑に機能するには短期的な投資家の存在も必要であり、企業の情報開示は短期、中期、長期でバランスの取れた開示を行う必要があるものと思われる。そもそも株主や投資家の影響力が強い欧米（特に英米）での短期主義への批判を、株主や投資家への配慮に乏しい企業がまだまだ多いわが国に、そのまま持ち込むことには問題がある。IIRCの推進者と、わが国の作成者（企業）と投資家・アナリストとの間で理解を共有するための対話が必要とされるし、わが国の投資家やアナリストはもっと積極的に意見発信すべきであろう。

統合報告は任意開示が前提となる。企業が自らのストーリーを自らの言葉で分かりやすくステーク・ホルダーに語ることを想定しているからである。開示方法としては、統合報告書では、エッセ

ンスを中心とした記述を行い、既存の報告書は維持した上で、ネット環境を活用し、連携して統合報告を行うのが効率的であろう。統合報告書の開示内容は、きれい事の羅列ではなく、バッドニュースも含んだ企業の実像を示す内容でなければならない。最悪なのは、投資家にとって意味のない情報が羅列された統合報告書が作成される一方で、既存の報告書の開示内容が大幅に削減されることであり、そのような事態は回避する必要がある。

【参考文献】

- ・株式会社クレアン「統合レポートの動向 2012～統合レポート発行の意義を考える～」(2012年12月)
- ・武田薬品工業株式会社「Annual Report 2012」
- ・OMRON「統合レポート2012(2012年3月期)」
- ・林美由紀「世界と日本の企業報告に対する企業・投資家の認識ギャップと統合報告の位置づけ」『RID ディスクロージャーニュース』2013年1月、pp.1-10
- ・荒井勝「統合報告書に投資家が求めるもの - 日本と欧州で会議に参加して考えたこと -」『RID ディスクロージャーニュース』2013年1月、pp.20-27
- ・三瓶裕喜「今何故サステナビリティが課題か、Value Creationが重要か～危機感と課題解決の方向性の共有に向けて～」(2012年11月6日企業報告研究会 第3回企画委員会)

【著者】

吉井 一洋 (よしい かずひろ)



金融調査部
制度調査担当部長
担当は、会計制度、税制、会社法、
金融商品取引法、金融制度等

鳥毛 拓馬 (とりげ たくま)



金融調査部
研究員
担当は、税制、会計制度、
金融商品取引法